

周南市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定について

周南市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

周南市工場立地法地域準則条例（平成27年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市工場立地法地域準則条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第2項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第1項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>